

日本老年看護学会生涯学習支援委員会規程

第1条（名称）

本委員会は、日本老年看護学会生涯学習支援委員会とする。

第2条（目的）

本委員会は、老年看護に携わる実践者、教育者および会員の生涯学習を支援することを目的とする。

第3条（委員会）

本委員会の運営は、理事会にて日本老年看護学会理事より委員長を選出して行う。

2. 委員長は委員会を開催し、運営する。
3. 委員長は日本老年看護学会会員より15名以内の委員を選出する。
4. 委員は、本人の承諾と理事会の承認を得て、理事長より委嘱される。委員は、委員長を補佐し、委員会の運営に参画する。
5. 委員長、委員の任期は役員の任期と同一期間とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
6. 委員長または委員より会計担当委員を1名おき、事務センターと連携して予算立案、執行、決算を適正に実施する。

第4条（活動事項）

本委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 老年看護についての生涯学習支援に関すること
- 2) 老年看護についての生涯学習を支援する研修の企画及び運営の支援に関すること
- 3) 老年看護実践のための看護師育成を目指した研修及び情報発信に関すること
- 4) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項

第5条（小委員会）

本委員会は、日本老年看護学会会員の中から研修を企画・運営する者を選出し、小委員会を組織する。小委員会委員は本人の承諾と委員会の承認を得て、委員長が委嘱する。

- 1) 小委員会委員は、委員会ならびに理事会の承認を得た研修の企画・運営を行う。
- 2) 小委員会委員長は委員会委員が担う。
- 3) 小委員会会計担当委員を1名おき、事務センターと連携して予算立案、執行、決算を適正に実施する。
- 4) 小委員会会計担当委員は委員会委員が担う。
- 5) 研修運営担当の任期は委員と同一期間とし、再任を妨げない。

第6条（規程の変更）

本規程を変更する場合には、委員会および理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、平成27年2月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月24日より施行する。

この規程は、令和5年2月27日より施行する。